

### 中間調査報告書（要旨）

1. 現行の植田家との契約及び覚書は、契約当事者名の変更、関連法改正、財政状況の変化を踏まえ、これを抜本的に見直すべきである。
2. 条例の名称は「伯耆町立美術館」とすべきである。（ただし、通称名の植田正治写真美術館の併記は妨げない。）
3. 広く町民の意向を反映すべく、写真以外の幅広い展示ができるよう契約書中に明文化すべきである。
4. 運営は、町が主体的に行う体制を構築すべきである。
5. 著作権法の適用除外項目を契約に入れる必要がある。
6. 契約書を上記により改定する前提で、覚書は、これを破棄する。
7. 一般財団法人設立の場合は、今後の経営収支計画書を県と協議の上、明確に提示されたい。
8. 一般財団法人を設立した場合、これに対し町の補助、支援は行わないこと。

以上8項目を踏まえ、自由な企画により町民により親しまれる美術館運営を、過度の財政負担を回避しつつ実現することを目的に、現行の「植田正治作品寄附等に関する契約書」の全面改訂が必要であると結論づけた。

今後、さらに執行部より資料の提供を求めつつ、新たに発生する個別事案を検討する必要があるため、本調査特別委員会を継続して調査することとする。



伯耆町立写真美術館（植田正治写真美術館）

# 町立写真美術館管理 運営調査特別委員会

## 町直営方式を求める中間調査報告書を提出！

町立写真美術館（通称 植田正治写真美術館）は、開館から十七年が経過。これまで植田正治氏の作品展示を中心に、写真美術財団により運営されてきた。その間に、地方分権の進展、財政状況の変化等、地方自治体の周辺環境は大きく変化しており、また、文化事業に対する住民意識も多様化しつつあることから、現在の運営主体である美術財団存続に関連する法改正が実施されたこの機会に、議会として、美術館のあり方、今後の運営方法について、調査特別委員会を設置することを議決。H24年の12月議会においてその中間調査報告書を提出した。

### ○現状及び課題

本美術館は、故植田正治氏の保有する全写真作品及び所定の原板（約一万二千点）の無償寄付を受けて設立されたため、植田家及び植田事務所との契約事項に基づき、通称を植田正治写真美術館とし、別途設立された植田正治写真美術財団により運営され、同氏の作品展示を中心に展示を続けてきたが、町民・町出身者の他作品、或いはさまざまな他ジャンルの作品の展示など、町独自裁量での企画には、契約上一定の制約が掛かっている。

また、本美術館は町全額出資により設立された町立美術館であり、設立以来、毎年多額の維持管理費を町が負担し、運営にも町職員を派遣している。一方、入館者数は当初計画を大きく下回っている。文化事業については費用対効果の観点のみから判断すべきではないが、今後、発生が予想される補修費用等の将来負担を考えると財政運営上重荷となることが危惧される。

○審議の経過と概要  
平成二十四年  
第一回会合十一月十二日  
正副委員長の互選  
第二回 十一月十二日  
協賛の審議内容及び日程の協議、町長・教育長・美術財団理事長からの意見聴取を決定。  
第三回 十一月十九日  
町長・教育長・財団理事長への質問事項を決定。  
第一、当初の美術館の設置目的の確認と現在の町民ニーズをどう認識しているか。

2. 美術館の問題点に対する検討状況と認識、今後の改善方法について。  
3. 平成十二年十二月二十二日岸本町議会の決議を受け、町としてどう実施し、今後、未解決分はどうするか。  
4. 町執行部の見直し案に対する町と財団の方針は、  
5. 植田氏側との契約書・覚書を今後、啓蒙するのか、改定も検討されるのか。  
第四回 十一月二十六日  
質問事項に対する回答の内容を協議。  
第五回 十一月三十日  
町長・教育長・財団理事長より再度意見聴取をし、次のことを要求すること

を決定。  
1. 町見直し案において町直営の部分と財団の部分をも具体的に示すべきである。  
2. 財団の定款の骨子（事業目的、理事構成等）今後の運営（財政）計画を示すべきである。  
第六回 十二月五日  
前回の再意見聴取結果を受けて協議、契約内容に關して弁護士の見見聴取を決定。  
第七回 十二月七日  
弁護士からの意見聴取結果を踏まえ意見集約、十二月定例議会において特別委員会としての中間報告をすることと決定。  
第八回 十二月十一日  
調査特別委員会中間報告案を協議。